

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	北海道立北の森づくり専門学院
設置者名	北海道

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	林業・木材産業学科		22単位	6単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/69077.html>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	北海道立北の森づくり専門学院
設置者名	北海道

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学院運営評価委員会
役割	地域や産学官、教育、研究機関、国、保護者会・同窓会の関係者が連携協力し、地域や企業等の多様なニーズを踏まえ、学院のカリキュラム内容や運営について、評価・提言を行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
北森カレッジ支援地域連携協議会 代表者	令和2年4月～ 令和4年3月	学院と連携する各地域で構成する協議会の代表者
北海道林業・木材産業人材育成支援協議会 代表者	〃	学院と連携する林業等関係団体で構成する協議会の代表者
北海道森林づくり教育連携協議会 代表者	〃	学院と連携する林業等関係教育機関で構成する協議会の代表者
地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部 代表者	〃	知見や最新の研究成果を学院の教育に提供する本機構の代表者
北海道森林管理局 代表者	〃	学院にフィールド等を提供する国有林機関の代表者
保護者会 会長	〃	学院の生徒の保護者組織の代表者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	北海道立北の森づくり専門学院
設置者名	北海道

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
2020年8月	北の森づくり専門学院運営評価委員会
2020年9月	令和2年度学院運営評価調書の公表 (目標及び成果指標)
2020年10月	カリキュラム全般の検討
2020年12月	科目内容、授業スケジュールの検討
2021年2月	北の森づくり専門学院カリキュラム検討委員会 (教育計画の検討)
2021年3月	北の森づくり専門学院教育計画の公表
2021年3月	令和2年度学院運営評価調書の公表
2021年4月	令和3年度学院運営評価調書の公表 (目標及び成果指標)
授業計画書の公表方法	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/kyouikuhousn.html

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

「北海道立北の森づくり専門学院 令和3年度(2021年度)教育計画(以下「R3教育計画」という)の概要Ⅳ 6 単位の認定と成績の評価・評定」及び「教務規定 第8条 成績評定」による。

- 1 単位の認定のためには、次の条件を満たさなければならない。
 - (1) 履修科目の出席時間数が、単位時間数の3/4以上であること。
 - (2) 履修科目の評定が「可」以上であること。
 - (3) 成績評定は、評価結果を別に定める基準により、「優」、「良」、「可」、「不可」の4段階に区分して評定し「優」、「良」、「可」を合格とし、単位を認定する。
- 2 成績評価の方法については、R3教育計画において定める。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- 1 成績評価基準 成績評価は100点満点とし、次表の基準による。

評定	優	良	可	不可
評価	100～80点	79～70点	69～60点	60点未満
GPA	3.0	2.0	1.0	0.0
合否	合格	合格	合格	不合格

- 2 GPAの算出

履修科目全体の成績評価の平均であるGPAについては、上記の基準及び次の計算方法により算出する。

$$\text{GPA} = \{ (\text{各科目「優」の単位数} \times \text{GP3.0}) + (\text{各科目「良」の単位数} \times \text{GP2.0}) + (\text{各科目「可」の単位数} \times \text{GP1.0}) \} / \text{成績評価を受けた合計単位数}$$

- 3 GPAの公表

2021年4月

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/69077.html>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>「R3教育計画の概要 IV 4 卒業の要件」 及び 「教務規定 第5条 卒業までの修得単位」 により次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業までに、原則選択科目を除いて全ての単位を修得していること。 ・ 卒業年度までに習得していない単位がある場合は、次年度において修得していない単位を全て習得しなければならない。 <p>なお、やむをえない理由により習得できない単位がある場合は、北海道立北の森づくり専門学院長の判断により免除とすることができる。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/kyouikuhousn.html</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	北海道立北の森づくり専門学校
設置者名	北海道

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		専門課程	林業・木材 産業学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授 業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	単位時間/単位	1年生 440 単位時間		1年生 782 単位時間		
			2年生 350 単位時間		2年生 924 単位時間		
			1年生/1,222 単位時間 2年生/1,274 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		73人	0人	8人	0人	8人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
「R3 教育計画の概要」を令和3年3月に策定・公表し、次の項目について定めている。 I 趣旨 II 教務の概要 III 年間行事予定 IV 教育課程 V シラバス VI その他 1 単位制 2 学習形態と単位、時間数 3 学期の区分 4 卒業の要件 5 学年次と在籍期間 6 単位の認定と成績の評価、評定

成績評価の基準・方法														
<p>(各授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>「R3 教育計画の概要 IV 6 単位の認定と成績の評価・評定」 及び 「教務規定の運用 4 評価・評定に関する事項」 により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の認定のためには、次の条件を満たさなければならない。 (1) 履修科目の出席時間数が、単位時間数の 3 / 4 以上であること。 (2) 履修科目の評定が「可」以上であること。 (3) 評定と評価の基準は次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>評定</td> <td>優</td> <td>良</td> <td>可</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>100～80 点</td> <td>79～70 点</td> <td>69～60 点</td> <td>60 点未満</td> </tr> </table> <p>・各授業科目の評価方法については、「R 3 教育計画 5 シラバス」において定める。</p>					評定	優	良	可	不可	評価	100～80 点	79～70 点	69～60 点	60 点未満
評定	優	良	可	不可										
評価	100～80 点	79～70 点	69～60 点	60 点未満										
卒業・進級の認定基準														
<p>「R 3 教育計画の概要 IV 4 卒業の要件」 及び 「教務規定 第 5 条 卒業までの修得単位」 により次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業までに、原則選択科目を除いて全ての単位を修得していること。 ・卒業年度までに習得していない単位がある場合は、次年度において修得していない単位を全て習得しなければならない。 <p>なお、やむをえない理由により習得できない単位がある場合は、北海道立北の森づくり専門学院長の判断により免除とすることができる。</p>														
学修支援等														
<p>R 3 教育計画の概要 IV 5 学年次と在籍期間 により次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学院では、単位制を採用しているため、1 年次に修得できなかった単位は、2 年次に再履修しなければならない。 ・2 年次で未修得単位がある者は、1 年に限り留年することができる。 <p>なお、本学院の最大在籍期間は、3 年とする。</p>														

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容) 公共職業安定所を招き就職に関する知識向上に向けた講演の実施や学院独自の就業ガイダンスの開催、履歴書の作成指導、個別面接練習などを実施している。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 伐木等業務従事者、伐木等機械運転業務、機械集材装置等の運転の業務			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
34 人	1 人	3 %
(中途退学の主な理由) 体調不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教員等による定期的な個別相談の実施など		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他 被服・実習費	備考(任意記 載事項)
林業・木材産業学科	8,320円	163,200円	約60万円・2年間	
修学支援(任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の青年就業準備給付金 ・日本学生支援機構奨学金 ・北海道林業・木材産業人材育成支援協議会による支援 				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/hyoka.html		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制) 本学院は、地域および産学官による広域的な運営体制により学校運営を行うこととしており、各分野の代表者および保護者会等においては、開校後組織される「学院運営評価委員会」へ参画することとなり、学院の運営体制、カリキュラム等に対して評価・提言を行うこととする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
北森カレッジ支援地域連携協議会	令和2年4月～ 令和4年3月	地域
北海道 林業・木材産業人材育成支援協議会	〃	林業等関係団体
北海道森林づくり教育連携協議会	〃	林業等関係教育機関
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	〃	研究機構
北海道森林管理局	〃	国
保護者会	〃	保護者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/hyoka.html		
第三者による学校評価(任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	北海道立北の森づくり専門学院
設置者名	北海道

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		0人	0人	0人
内 訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				0人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に 連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及び専 門学校（修業年限が2年以下のもの に限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）
の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。